

10月1日以降における県民・事業者の皆様へのお願い

BA. 5対策強化宣言を、

令和4年9月30日をもって終了**します。**

感染防止対策と社会経済活動を両立していくため、
引き続き、ご協力をお願いします。

期間：10月1日（土）から当面の間

※ ただし、「感染症法第44条の3第2項に基づく協力要請」
及び 「療養期間終了後の感染予防行動の徹底」は、
9月26日（月）からとします

県民の皆様への要請等①

(特措法第24条第9項)

感染に不安を感じている無症状者は、
PCR検査 又は **抗原検査**を受けることを要請します。

対象者

次の要件のすべてを満たす者

- ① 発熱などの症状がない者
(症状がある場合は、医療機関を受診すること)
- ② ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスク等が高い環境にある
などの理由により、感染に不安を感じている者
- ③ 埼玉県内に在住する者

県民の皆様への要請等②

(感染症法第44条の3第2項)

診療・検査医療機関で、「**新型コロナ陽性**」と診断された場合、**自ら「陽性者登録窓口」に登録し、「My HER-SYS」にて健康状態の報告を**

新

陽性者本人による「陽性者登録窓口」登録が不要な場合

次のいずれかに該当する場合

- ① 受診した日に満65歳以上の方
- ② 入院を要すると医師が判断した方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の服用が必要
あるいは感染により新たに酸素投与が必要、と医師が診断した方
- ④ 妊娠している方

※ この場合でも、「My HER-SYS」にて、健康状態の報告をお願いします

県民の皆様への要請等③

(その他のお願い)

外出・移動におけるお願い

- ◆ 帰省や旅行等、**県境をまたぐ移動**の際は、
「三つの密」の回避を含め、基本的な**感染防止対策**を徹底
また、移動先での**感染リスクの高い行動**を控える
- ◆ **外出時**には極力、家族や普段行動をとともにしている仲間と
少人数で、**混雑している場所や時間**を避けて

療養期間終了後の感染予防行動の徹底

新

- ◆ 有症状者は**10日間**（無症状者は**7日間**）が経過するまでは、
感染リスクが残るため、**自主的な感染予防行動の徹底**を

事業者の皆様への要請等①

(特措法第24条第9項ほか)

特措法第24条第9項に基づく要請

◆ 業種別ガイドラインや

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を

施設管理者等へのお願い

◆ これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」を避けることが難しい施設については、徹底した感染防止対策を

◆ 換気扇の常時稼働や窓開けを頻繁に行うなど、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を

職場での取組のお願い

- ◆ 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤、自転車通勤等、
人と人との接触を低減させる取組を実施
- ◆ オフィス等における密度の緩和を実施
- ◆ 感染防止のための取組や
「三つの密」等を避ける行動を促進

事業者の皆様への要請等③

(その他のお願い)

商業施設・集客施設へのお願い

特措法施行令第11条第1項に規定する施設(※)では
以下の感染対策を実施

- ◆ 入場者が密集しないよう**整理・誘導**
- ◆ 入場者へマスクの着用徹底等の**呼びかけ**

- (※) ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等(第4号) ◇ 集会場又は公会堂等(第5号)
◇ 展示場等(第6号)
◇ 物品販売業を営む店舗等(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)(第7号)
※ 物品販売業を営む店舗等の例: 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など
◇ ホテル又は旅館等(集会の用に供する部分に限る)(第8号)
◇ 運動施設又は遊技場(第9号) ◇ 博物館又は美術館等(第10号)
◇ 遊興施設等(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)(第11号)
◇ サービス業を営む店舗等(生活必需サービスを除く。)(第12号)

イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項ほか)

	感染防止安全計画の 策定対象となるイベント	感染防止安全計画の 策定対象とならないイベント
対象	「参加予定人数が5,000人超」 かつ「収容率50%超」で、 「大声なし」を前提とするイベント	左記以外のイベント
人数上限 収容率	【人数上限】 収容定員まで 【収容率】 100%まで	【人数上限】 5,000人又は収容定員の 50% のいずれか大きい方 【収容率】 大声なし：100% 大声あり： 50% ⇒「人数上限」と「収容定員に収容率を 乗じた人数」の <u>いずれか小さい方</u> まで

※ 同一イベントにおいて、「大声あり」・「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）

※ 収容定員が設定されていないイベントでは、人と人とが触れ合わない程度の間隔（1m程度）等を確保

○ 主催者等は、イベントの前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底を実施